

国保だより



国民健康保険は、 加入者の皆さんが助け合う制度です

国民健康保険(国保)は、職場の健康保険などに加入していない74歳までのすべての人が、病気やけがをしたとき、安心して医療が受けられるように、国保税を出し合い、お互いに助け合う制度です。

皆さんが納める国保税は、医療費や出産・死亡など保険給付の大切な財源となります。

国保税の算定方法

国保税は、その年度にかかると予想される医療費から患者の一部負担金や国の補助金などを差し引いた費用をもとに決めます。本年度の税率は据え置きですが、40歳から64歳の人に課税される介護分の課税限度額が国の基準改正に伴い、9万円から10万円になりました。

本年度の税率と課税限度額は次のとおりです。

〈国保税の税率など〉

	医療分	後期高齢者支援分	介護分 40歳～64歳の人
所得割 (前年中の所得に応じて計算)	5.6%	2.1%	1.9%
資産割 (今年度の固定資産税額に応じて計算)	10.0%	1.0%	1.0%
均等割額 (加入者一人あたり)	20,000円	7,000円	8,200円
平等割額 (一世帯あたり)	19,400円	7,000円	6,400円
課税限度額(課税の上限額)	470,000円	120,000円	100,000円

※医療分・後期高齢者支援分・介護分のそれぞれの合計額(所得割額+資産割額+均等割額+平等割額)を合わせた総合計が年間の国保税額となります。

納税通知書は世帯主に届きます

今月中旬に世帯主あてに納税通知書を送付します。世帯主が国保の加入者でない場合でも、その世帯で国保に加入している人がいれば、国保税の納税義務者は世帯主となります。

納期は次のとおりです。(年金からの天引きによる納付を除く)必ず納期限内に納めてください。

〈納期〉

第1期	平成21年7月31日
第2期	平成21年8月31日
第3期	平成21年9月30日
第4期	平成21年11月2日
第5期	平成21年11月30日
第6期	平成21年12月25日
第7期	平成22年2月1日
第8期	平成22年3月1日

国保税の特別徴収(年金からの天引き)について

個別に金融機関などの窓口で納付する手間を省くために、一部の世帯については国保税を年金から天引きしています。

対象となる世帯 国保加入者が全員65歳～74歳の世帯

※ただし、次の場合は天引きされません。納付書または口座振替で納付して

ください。

○世帯主が国保の加入者でない場合

○世帯の国保加入者の中に、今年度中に75歳になる人がいる場合

○世帯主の天引き対象の年金が18万円未満の場合

○介護保険料と国保税の合計が、天引き対象となる年金額の2分の1を超える場合

特別徴収の仮徴収と本徴収

年間の保険税額は、前年度所得の手続きが確定する6月以降でなければ決まりません。このため、次のように特別徴収が行われます。

4月・6月・8月の天引き額(仮徴収)

国保税の見込み額として、前年度第6期(2月分)と同じ額が天引きされます。

10月・12月・来年2月の天引き額(本徴収)

年間の国保税額の確定を受けて、本徴収の額が次のとおりとなり、3回(10月・12月・来年2月)に分けて天引きされます。

本徴収額＝年間の国保税額－仮徴収額
※年間の国保税額と10月以降の天引き額については、今月中に通知します。

※年金からの天引きによる納付を、申し出により口座振替へ変更することができます。以前は滞納がないなどの一定の要件を満たす人のみが可能でしたが、今年4月からこうした要件が撤廃されました。口座振替に変更を希望する人は、税制収納課で納付方法の変更を申請してください。



国保税の軽減制度 (申請は不要)

○前年の所得金額が一定の基準を下回る場合、均等割額、平等割額がそれぞれの判定基準により7割、5割、または2割減額されます。所得申告の必要がある人が申告をしていない場合は、軽減が受けられませんので、必ず申告してください。

○国保世帯の一部の人が長寿医療制度(後期高齢者医療制度)に切り替わった場合、5年間は長寿医療制度へ移った人を含めて軽減判定を行います。さらにその際、国保の加入者が一人になる場合は、世帯構成や加入者数が変わらなければ、5年間、平等割額が半額になります。

国保税の減免制度 (申請が必要)

○会社の健康保険などの被用者保険に加入している人が長寿医療制度に移行することに伴い、その被扶養者の人(65歳〜74歳)が新たに国民健康保険に加入する場合、申請により国保税の減免が受けられます。国保加入時に申請すれば、2年間国保税の所得割、資産割が免除されるとともに、被保険者一人当たりの均等割額が半額となり、さらに、被保険者が一人の場合などには、世帯ごとの平等割額も半額になります。

の納付が困難になった場合は、申請により国保税の減額や免除が受けられる場合があります。

国保税を滞納すると

1 納期限を過ぎると、20日以内に督促を行います。

2 それでも納めないと、通常の保険証の代わりに有効期限の短い「短期被保険者証」を交付します。「短期被保険者証」では、頻繁に更新が必要となります。

3 納期限から1年過ぎると保険証を返還してもらい、代わりに「被保険者資格証明書」を交付します。この場合、医療機関で受診するときは、医療費をいったん全額自己負担することになります。

4 納期限から1年半を過ぎると、国保の給付の全部、または一部が差し止めになります。

5 そのほか財産などの差し押さえの措置をとる場合があります。

まずは納付相談を

誰でもやむを得ない事情は生じます。分割納付などもできますので、滞納のままにせず、納付方法について早めに税制収納課で相談してください。

納付は便利で安心、 確実な口座振替を

口座振替にすると、指定する預貯金口座から自動的に納付できます。納めに行く手間がかからず納付を忘れるこ

ともなく便利です。

口座振替の手続きは、金融機関に預貯金通帳・通帳印・納税通知書を持参し、口座振替依頼書を提出してください。提出した翌月から口座振替できます。

高齢受給者証を更新します

現在交付されている高齢受給者証の有効期限は今月末です。今年度の市県民税の課税所得により負担割合を判定し、該当者には今月下旬に新しい証を送付します。手続きは不要です。

対象 70歳から74歳までの国保加入者
有効期間 8月1日〜来年7月31日(ただし、74歳の人は75歳の誕生日の前日まで)

更新は忘れずに

現在、交付されている限度額適用認定証や限度額適用・標準負担額減額認定証の有効期限は今月末です。更新するには手続きが必要です。

対象 国保の加入者で、入院中または入院する予定のある人(高齢受給者証を持つ市県民課税世帯の人を除く)

有効期限 8月1日〜来年7月31日
手続き 8月3日(月)から、保険医療課

または各支所の地域振興課で申請手続きをしてください。

※入院日数が過去1年間に90日を超える人は、医療機関の領収書または入院期間証明書などの確認書類が必要です。

離職者への国保税の特例減免(今年度限り)

経済不況に伴い、離職した人とその家族が健康保険未加入者とならないよう、国保税を減免します。次のすべての要件に該当する人は、必要書類を持参し、市民税課へ申請してください。

申請期間 7月1日(水)〜12月25日(金)

※申請日以降の納期の税額が減免対象となります。

減免要件 ①自己の意思に反する離職であること②平成20年の世帯の合計所得金額が300万円以下であること③平成21年の世帯の合計所得見込み金額が、平成20年の世帯の合計所得金額の1/2以下であること④市税の滞納がないこと

減免割合 所得割の100%(資産割・均等割・平等割は対象外)

必要書類 平成21年度国保税の納税通知書、印鑑、離職事由・今年の収入金額が分かるものなど

※詳細については、今月中旬に送付する納税通知書に同封のチラシに掲載しています。

問い合わせ先

保険給付について

保険医療課(☎0848⑦6050 FAX0848④2130)

納税通知書・税額について

市民税課(☎0848⑦6031 FAX0848⑦6132)

納税について

税制収納課(☎0848⑦6034 FAX0848⑦6132)